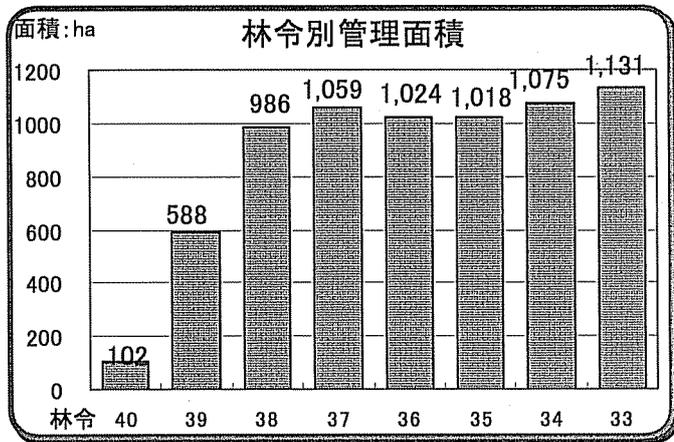
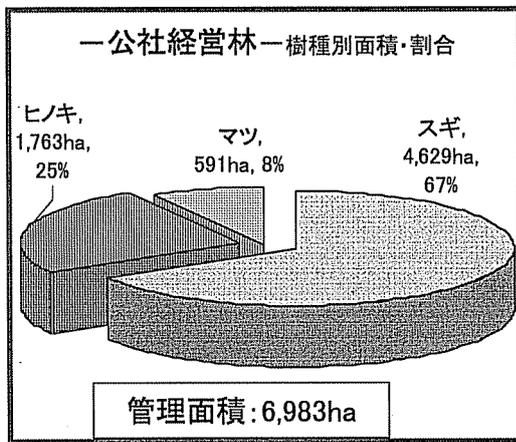


## 滋賀県造林公社における経営の現状について

### 1. 経営林の現状

琵琶湖における水資源の安定的な確保を図るため、森林の保水機能を高度に発揮することを目的に、琵琶湖淀川流域の社員が一体となって、昭和 40 年より水源林造成を進めてきており、現在 6,983 畝の森林を管理しています。

森林は、33 年生から 40 年生までのいまだ育成途上にあり、水源かん養機能の維持・確保を図るためには、今後も間伐等を中心とした森林管理が必要であります。



### 2. 平成 15 年度末までの投下額

平成 15 年度末までに森林造成に要した費用は 305 億 34 百万円であり、そのうち事業費が 154 億 2 百万円で約半分を占めています。また、農林漁業金融公庫への元利償還額は、110 億 7 百万円であり、そのうち利息は 90 億 1 千万円で 8 割強を占めています。

平成 15 年度末までに投じた費用

単位：百万円

支出項目	支出額
事業費	15,402
管理費	2,782
農林漁業金融公庫償還元金	1,997
同 利息	9,010
下流社員償還元金	11
同 利息	22
伐採費用・分収交付金	129
受託事業費など	1,181
計	30,534

### 3. 累積債務

#### (1) 累積債務の状況

これまで 305 億 34 百万円を投下した結果、平成 15 年度末における農林漁業金融公庫や下流社員および滋賀県への債務残高は 338 億 22 百万円となっています。

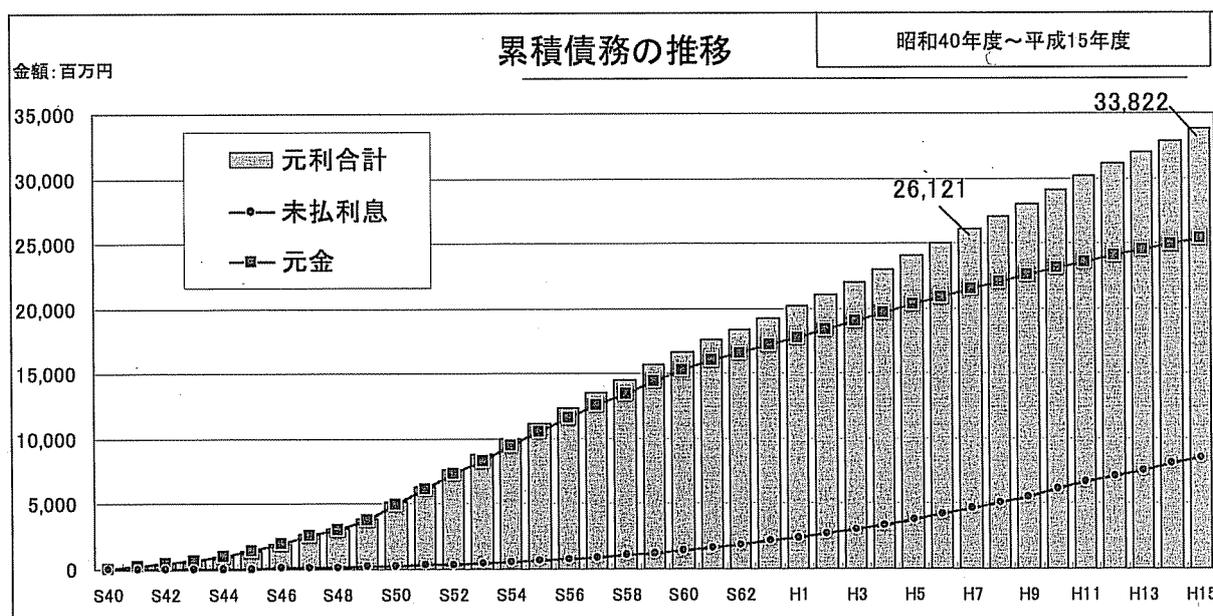
平成 15 年度末債務残高

単位：百万円

区 分	借入金残高	未払利息残高	計	
農林漁業金融公庫借入金	10,794	0	10,794	
社 員 借 入 金	滋賀県	5,822	2,231	8,053
	大阪府	3,486	2,520	6,006
	大阪市	3,486	2,520	6,006
	兵庫県	520	368	888
	神戸市	96	68	164
	尼崎市	383	272	655
	西宮市	51	36	87
	伊丹市	64	45	109
	阪神水道企業団	618	439	1,057
	下流社員借入金計	8,705	6,269	14,974
社員借入金計	14,527	8,501	23,028	
合 計	25,321	8,501	33,822	

#### (2) 累積債務の増加状況

累積債務は、平成 7 年当時に比べ約 77 億円増加しており、年間平均にすると 10 億円近く増嵩しています。



#### 4. 木材価格ならびに素材生産の推移

##### (1) 木材価格と労務単価の推移

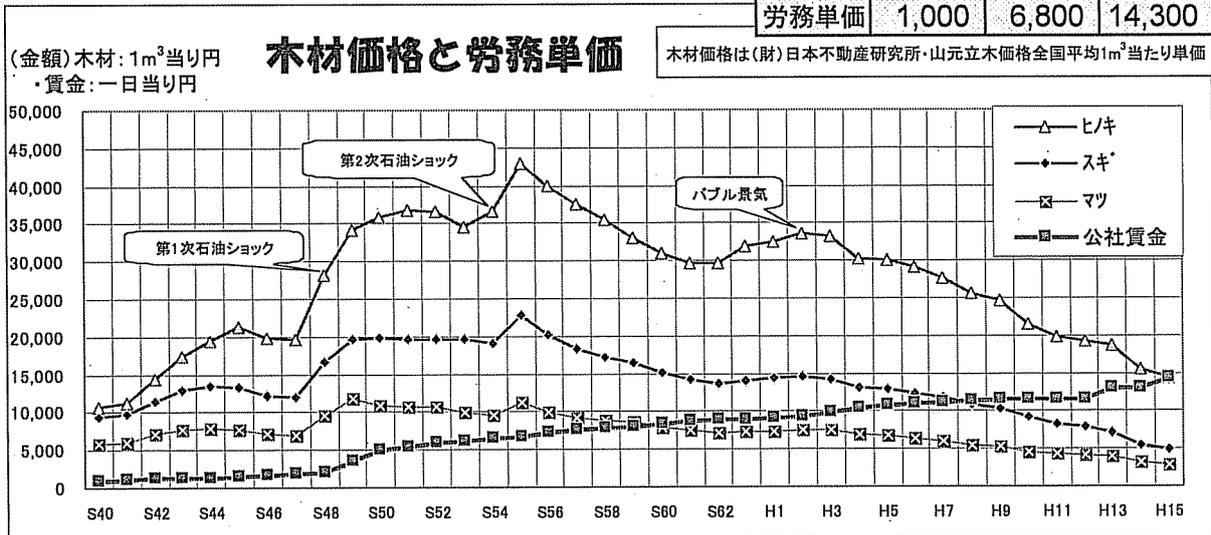
昭和40年度から平成15年度までの木材価格の推移を見てみると、昭和55年度までは順調に上昇していたが、この年をピークに下降し、スギとマツにおいては、平成15年度の価格では公社設立時の昭和40年度の価格をも下回っています。

一方、公社の事業費の大半は労務費で構成されていますが、労務単価は昭和40年度と比べ平成15年度は概ね14倍上昇しています。

##### 木材価格と労務単価の比較

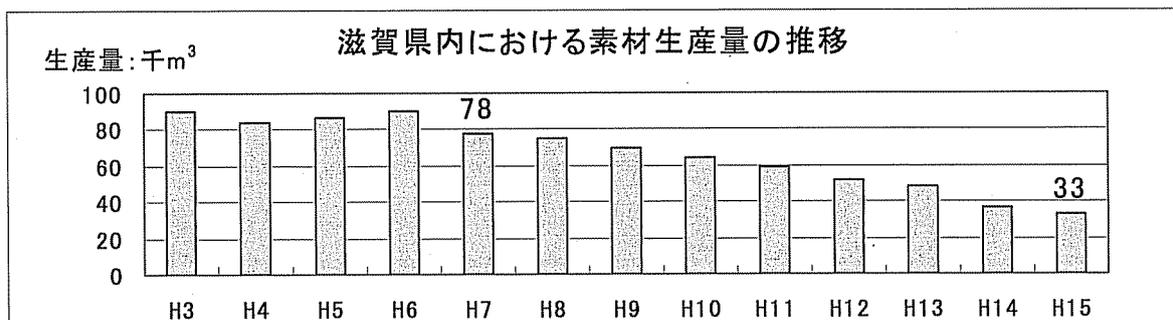
単位：円/m<sup>3</sup>・労務単価：円

区分	S40	S55	H15
スギ	9,380	22,707	4,801
ヒノキ	10,645	42,947	14,291
マツ	5,743	1,162	2,821
労務単価	1,000	6,800	14,300



##### (2) 滋賀県内における素材生産量の推移

滋賀県の素材生産量は平成7年度以降においても下落を続け、平成15年度には平成7年度の半分以下にまで落ち込むなど素材生産活動の低迷が続いています。



## 5. 公社営林の管理

以上のように造林公社が置かれている現状は非常に厳しいものがありますが、水源林としての機能を維持・確保していくためには、引き続き公社による適正な森林管理が必要であります。

○滋賀県造林公社は、近畿地方の重要な水源とされている琵琶湖の周辺に、琵琶湖淀川流域の上下流の社員が一体となって、共同出資し、府県境を越えて広域的な水源林造成に取り組んできました。

また、将来の大都市における水需要量を確保するため、国において創設された共同水源林造成法人（全国で3法人）の認定を受け、水源かん養機能の高度発揮を目的とした森林整備に努めてきました。

○公社の営林地は、滋賀県の人工林の約4分の1を占め、琵琶湖の水源林として重要な役割果たしており、個人では十分管理出来ない森林を公的な関与により整備し、先導的役割を持って、琵琶湖淀川流域の水源林造成に努めています。

○このため、昨今の林業離れによる手入れ不足により森林の荒廃が危惧される中、公社営林はその歯止め役として、適正な森林管理のモデル的な役割を果たしており、今後もその存在意義を発揮していく必要があります。

○また、公社営林は、いまだ育成途上の森林であり、さらに一層水源林としての機能を発揮していくためには、より適切な維持管理が何よりも重要であり、所期の目的である水源林造成の使命と土地所有者との契約の誠意ある実行のため、今後も引き続き適正な森林管理を公社が遂行していく責務があります。